参考資料

生物多様性の価値評価手法の検討に当たっての

基本的な考え方（案）

2026 年●月版

環境省自然環境局自然環境計画課

１．はじめに

第２回検討会ご指摘等を受けて新たに記述及び移動

- 環境省自然環境局自然環境計画課（以下「本課」という。）では、2025 年９月に「生物多様性の価値評価に関する検討会」を立ち上げ、生物多様性の保全に対する民間資源動員拡大に向けた生物多様性の価値取引等も見据え、まずもって我が国の自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価のあり方について検討を行っている。
- 価値評価は、その手法によってはネイチャーポジティブにつながらず、むしろ生物多様性の損失につながるとの批判もある。我々は、こうした価値評価自体が危険性をはらんでいることを認識し、過去の教訓も踏まえ、グリーンウォッシュとならず、本当の意味でのネイチャーポジティブにつながる評価手法の構築を目指す必要がある。
- 本書は、上記検討会での議論を踏まえ、本課がとりまとめたものであり、今後、本課が進める価値評価手法（メトリクスや基盤データ）の具体的検討や、自然共生サイトにおける価値評価手法の試行に取り組む際の検討の基礎とするものである。
- 我が国を含むアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然の特徴を踏まえた生物多様性・自然資本の定量的な価値評価の手法や、その基盤となるデータの側面から議論を行い、「価値評価に当たって満たすべき要件」と「価値評価の活用に向けて」に分け、それぞれのフェーズで重視・留意すべき点を記載している。

第２回検討会ご指摘等を受けて記述を充実

- なお、本書は、現時点の議論をもってとりまとめた初版であり、今後、価値評価や活用に関わる様々な方々（評価手法やその活用スキームの設計・運用者、活用スキームを利用する企業・金融機関、現場の管理者、行政、地域の関係者を含むステークホルダーまで幅広く想定）との連携において活用できるよう議論の進展や国際動向に応じて充実を図る。

２．背景（生物多様性の価値評価に関する国内外の動向）

- ネイチャーポジティブの実現のためには、従来の自然保護だけではなく、気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携して、社会・経済全体が生物多様性の保全に貢献するよう変革させていく必要がある。ネイチャーポジティブへの移行に向けて、（民間含む）追加的かつ大規模な資源動員も必要とされており、その手段の一つとして生物多様性クレジットが国際的に注目されている。
- このような状況のもと、国際的な規範形成（IAPB（生物多様性クレジットに関する国際諮問パネル）のハイレベル原則など）が進められ、海外では生物多様性クレジットの市場化に向けた動きが相次いでいる。ただし、主要な概念について、国際的な定義が確

立されていないなど、必ずしも標準化は進んでいない。

・ さらに、国際的な評価手法では、我が国の里地里山等のアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然のもつ価値が適切に評価できないことが指摘されており、今後の国際的な動向等によっては、これらの二次的な自然のもつ価値をどう評価すべきかの考え方を適切に反映できないまま市場が展開される恐れがある。

第２回検討会ご指摘等を受けて新たに記述

・ 我が国はこれまでも、SATOYAMA イニシアティブの提唱やラムサール条約において水田決議を提案し採択されるなど、二次的自然環境の重要性を国内外に訴えてきており、二次的自然環境の価値評価手法についても、改めて提示していく必要がある。

・ また、国内の民間セクターにおいては、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の枠組をはじめとする、事業活動における自らの自然関連のリスク機会を評価・管理する動きが加速する中で、民間等により生物多様性の保全が図られている「自然共生サイト」の認定区域が 485 ヵ所となるなど、民間企業を中心としたネイチャーポジティブへの関心の高まりが広がっている。

・ 「自然共生サイト」の認定後もその活動を維持・継続してもらうためには、国や地方自治体が、こうした活動により維持・向上される生物多様性の価値に関する定量的な目標を設定し、設定した目標に対する各主体の活動の貢献度を「見える化」することが極めて重要となっている。こうした状況を踏まえ、社会的関心が高いうちに国として生物多様性の価値評価手法に関する基本的な考え方や技術的な基礎を示しておく必要がある。

第２回検討会ご指摘等を受けて新たに記述

３．対象と留意事項

（１）目指す姿

「１．背景」から移動

・ 里地里山等のアジア・モンスーン地域特有の二次的な自然のもつ価値を適切に評価すること。

・ IAPB のハイレベル原則等国際的な議論とも整合がとれる手法を構築すること。

・ 上記２点を踏まえた民間の取組が進展することにより、生物多様性の評価とその活用が適切に行われ、社会経済に組み込まれることで、生物多様性の保全が長期的に確保・進展すること。

・ 特に、（自然共生サイトの活動をはじめとする）生物多様性保全の活動による成果が価値取引等につながりうることも見据えて、本書の内容を踏まえた目標設定や長期的視点を意識しながら保全活動が行われ、生物多様性豊かな我が国の自然の保全再生につながること。

（２）対象

・　主に生物多様性の状態を対象とし、生物多様性の価値を定量化（スコア化）する。活動の成果によって変化する状態も含まれる。なお、ここでいう価値評価とは、TEEB（生態系と生物多様性の経済学）の生態系サービスを貨幣価値に換算する経済的価値評価ではない。

・　生態系サービスについては、将来的に組み込むことを可能性として含むが、まずは、上記のとおり生物多様性の状態を対象とする。

・　また、価値評価を踏まえた活用スキームの出発点としては、自然共生サイトでの活用を想定しているが、将来的には、貢献、補償（オフセット）、インセットなどの態様で、任意のものから義務的なものまで、地域の目標設定や価値取引、事業評価や事業要件等様々な応用が考えられる。

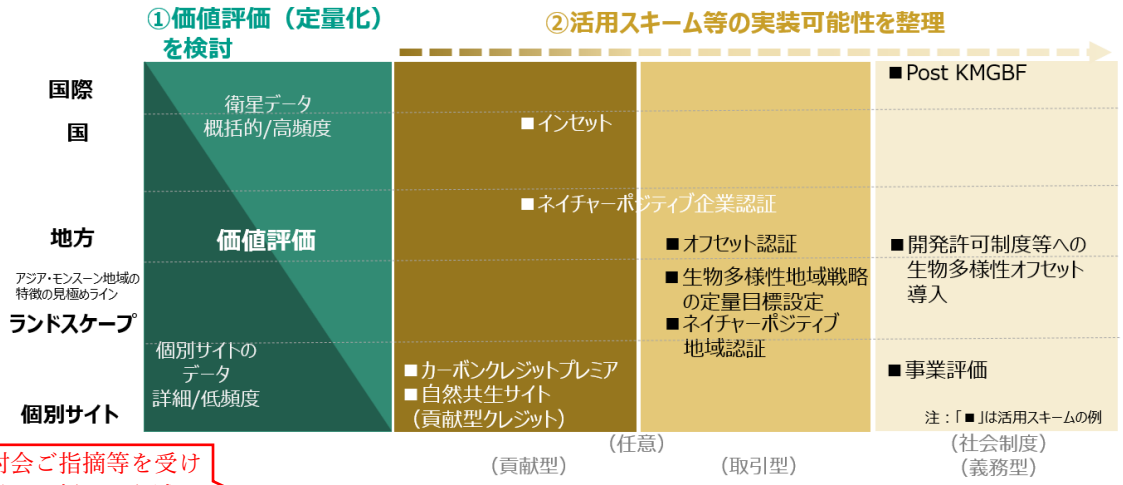

第２回検討会ご指摘等を受けて項目を設け、新たに記述

（３）アジア・モンスーン地域特有の二次的な自然環境の価値評価に当たってのポイント

・　我が国はユーラシア大陸の東端に位置しており、南北に長い国土には複雑な地形がみられ、長い海岸線と多くの島嶼、多数の水系を有し、国土の約七割が森林に覆われるなど、多様な自然環境を有している。また、季節風の影響を受けて明確な四季があり、火山活動や地震、台風といった自然かく乱が多く、それらは人にとって大きな被害をもたらすと同時に、長期的に見れば我が国の自然環境を形作る上で重要な役割を果たしてきた。

・　このような特徴をもつ我が国を含むアジア・モンスーン地域においては、農業や林業において行われる耕起や草刈り、池干し、間伐などの、持続的・定期的な人為的かく乱によって形成、維持されてきた二次的自然環境を有している。

・　我が国を含むアジア・モンスーン地域の二次的自然環境は、以下のような特徴を持つ。

➢　農業や林業という人の営み、自然への働きかけにより形成・維持されてきた文化

的景観である。水田やため池、水路、雑木林、畑地、草地などの環境要素からなり、食料や木材等を得るための場所である。

- 地形と水利によってきめ細かい土地利用がなされ、かつ、森林施業等に伴う多様な遷移段階の植生が混在することによって、全体として高いモザイク性が形成、維持されてきた。
- 草地や明るい林床、開放された浅い水域等に依存した動植物が多いため、適度な人為的かく乱を通して、結果的に多種多様な生物が維持されている。また、幼虫期を水中で過ごすトンボのように複数の環境を必要とする動植物も多く生息・生育している。我が国においては、こうした環境に生息する種の中には、多くの固有種や絶滅危惧種が存在する。
- 一方で、これらの自然環境では、アジア・モンスーンの高温多湿気候により植生が早期に回復・再生するため、耕作放棄等により人為的かく乱が停止するとモザイク性が損なわれ、高い生物多様性を維持できなくなることから、人の働きかけが重要となる。

・ 以上を踏まえると、二次的な自然環境の価値評価の手法としては、以下のような点が重要である。

① モザイク性のある自然の特徴を捉えることのできる空間スケールの設定

② 遷移状態、かく乱環境を形成・維持するための管理コストの適切な評価や時間スケールの設定

③ 自然への働きかけに直結する地域の生業やくらし、伝統文化をも折り込んだ目標設定

（４）既存の生物多様性オフセットや炭素市場からの教訓

・ これまでの既存の生物多様性オフセットや炭素市場からの教訓として、不適切なオフセットやクレジット等による環境・社会へのリスクも指摘されている。また、生物多様性の価値は、炭素とは異なり地域性があるため、地域を隔てたオフセット等への利用は安易に認めるべきではないと指摘されており、グリーンウォッシュとならない実質的なネイチャーポジティブにつながる評価手法の構築を目指す必要がある。さらに、影響の回避、最小化、現場での機能回復/復元などミティゲーションヒエラルキーに沿った取組みが重要である。

・ また、生物多様性の価値は炭素と異なり単一の指標で評価することが困難であることから、複合的な評価が必要である一方、市場取引を見据えた場合は扱いやすいシンプルな指標での評価が求められる。このように、生物多様性の価値評価と市場での取扱いやすさはトレードオフの関係にあることを踏まえながら、用途に応じた評価手法の検討

を進める必要がある。

第２回検討会ご指摘等を受けて項目を設け、記述を充実

４．価値評価の基本的な視点

（１）価値評価に当たって満たすべき要件

①効果的かつ頑強な価値評価の観点

１）検証可能かつ継続的にアップデートされる手法による評価

・　原則、定量的で検証可能な手法による評価であること。

・　評価手法自体は、新たな知見や技術の進展に応じて継続的にアップデートすること。個々の評価結果については、手法のアップデート前後で相互に比較ができるようにすること。

・　評価手法を構成するメトリクスや指標については、利用のコストが過大にならない範囲で、生態系タイプごとに、現時点での科学的知見を踏まえ、適切に設計すること。

２）目標設定/目標を設定する枠組みの提示

第２回検討会ご指摘等を受けて新たに記述

・　明確な目標の設定は、目指す自然環境の方向性のイメージを共有しやすくなり、それに向けた取組の進捗状況や、目標達成までに必要な努力量などが把握できるようになる。そのため、目標設定に当たっては、適切な参照サイトを選択するなど、生物多様性のどのような状態をどのように目指すのか、具体的に検討すること。さらに、対象とする範囲（個々の自然共生サイトから自治体、国レベルまで）によって、目標設定が異なることもあることに留意すること。

・　同じ目標の範囲内では、できる限り評価結果が比較可能な手法を用いること。特に補償（オフセット）への活用を想定する場合には、生態系タイプや地域間の代替可能性について慎重に考慮すること。特殊性の低い生態系は代替できるが、本来の地域の生態系と乖離したような生態系、極端な植生に変更することは避ける。

第２回検討会ご指摘等を受けて新たに記述

・　国土全体や地域の特徴を踏まえた目標を設定すること。特に我が国において特徴的な里地里山等の遷移状態にある生態系タイプや、絶滅危惧種の生息状況を慎重に考慮すること。また、地域の生業やくらし、伝統文化に配慮した目標設定とすること。さらに、再生や回復などを意図した目標設定においては、地域の本来の自然と乖離した状況を生じさせないように留意すること。（「４）長期的視点の重視（世代を超えた価値の維持）」掲載）

第２回検討会ご指摘等を受けて記述を充実

・　さらに、その地域の自然の特徴を生かしながら、防災・減災にも資するなど、NbS（Nature-based Solution）の観点からよりよい地域づくりにつながる目標となるよう留

意すること。(「４）長期的視点の重視（世代を超えた価値の維持)」掲載)

・　生態系タイプや目標設定によって、生物多様性の価値の維持・回復・創出に必要な努力量が異なる点に留意し、それを評価に反映させること。(「５）追加性と適切なベースラインの設定」掲載)

３）不確実性への対応（安全率やバッファの考え方）

・　生態系の将来の変化を予測する場合には不確実性をともなうため、必要に応じて適切かつ説明可能な安全率やバッファを設定すること。

・　測定については不確実性をともなうため、測定誤差の取扱について留意し、開示できるようにすること。

・　活動に直接関係しない外部的な要因による生物多様性の価値への影響、気候変動等による価値の低下を評価手法上において適切に取り扱うこと。

・　リーケージのおそれがある場合には、その影響を考慮すること。

４）長期的視点の重視（世代を超えた価値の維持）

・　生物多様性の価値を長期的に維持するため、生態系の性質を踏まえた適切な時間スケールを有する活動を対象とすること。

・　国土全体や地域の特徴を踏まえた目標を設定すること。特に我が国において特徴的な里地里山等の遷移状態にある生態系タイプや、絶滅危惧種の生息状況を慎重に考慮すること。また、地域の生業やくらし、伝統文化に配慮した目標設定とすること。さらに、再生や回復などを意図した目標設定においては、地域の本来の自然と乖離した状況を生じさせないように留意すること。(再掲)

・　また、環境の変化に対する生物種の反応には、タイムラグが生じる（いわゆる、絶滅の負債）可能性があることから、特に絶滅危惧種の生息状況の変化を継続的に把握する等特段の配慮をすること。

５）追加性と適切なベースラインの設定

・　追加性を確実に確認できるよう、目標または成果と比較できる信頼性の高いベースラインを設定すること。ベースラインは頑強で信頼できるものであること。

・　生物多様性の価値の維持・回復・創出にそれぞれ分類される活動タイプの評価に当たって、過大あるいは過小に評価されない適切なベースラインを設定できるように設計すること。

・　生態系タイプや目標設定によって、生物多様性の価値の維持・回復・創出に必要な努力量が異なる点に留意し、それを評価に反映させること。(再掲)

６）空間的視点―規模・サイズの設定

・　生態系タイプに応じて生物多様性の価値を保てる規模・サイズを考慮し、規模に応じた評価手法の明確化など設計上の手当てをすること。

第２回検討会ご指摘等を受けて記述を充実

・　サイト周辺に開発圧力がある等の場合には、今後の良好な環境の維持を損なう恐れもある一方、小さなサイトは周辺環境の影響を受けやすく、サイト周辺に良好な環境がある場合は過大評価になる可能性があることから、サイトの生物多様性の評価に当たっては、サイト周辺からの影響に留意すること。

７）空間的視点―生態系ネットワーク・流域単位・モザイク構造等

・　生態系ネットワーク・流域などサイト外の生態系との連結性・連続性への好影響を考慮した評価手法とすることで、個別サイトの役割（意義、重要性）をより明確化できるようにすること。

・　さらに、里地里山など二次的自然を構成する生態系のモザイク構造を適切に考慮した評価手法とすること。

②データ取扱の観点

１）原則

・　検証可能なデータであること。

・　継続的なデータ取得が重視されること。

・　評価手法に対応した更新頻度や精度を伴ったデータを用いること。

・　データの頻度や精度の充実度合に応じて、評価結果が高まる仕組みであること。

・　他方、特に沖合域の海底等、現地での観測が容易でない状況等において、現場データの不存在が、生物多様性の価値の不存在を示唆するものではないことに留意すること。

２）現場データの重視

・　現場データ（現地で観測された実測データ）が重視されること。

・　個別サイトのスケールにおいて、推定データ（リモートデータ等）は実際の自然の状況とは乖離がある可能性があることを認識し、実測データの取得を重視すること。

・　また、生態系/ハビタットの状態を示す生物種数や森林構造、外来種の有無等のデータについては、現時点でリモートデータによる把握には限界があることを認識すること。

３）データの取扱い

・　ベースとなるデータについては可能な範囲でオープンデータとして開示するとともに、データの標準化にも配慮すること。

・　研究者、保全団体、地域社会等を含め、データ所有者の権利に配慮すること。

・　なお、価値評価に用いるデータには、現地での観測が基本となる実測データからリモートでデータを取得できる推定データ等、様々な空間スケールや取得主体が存在し、精度・信頼度等の特性が異なる。例えば、推定データに含まれる衛星によるリモートセンシングで取得されたデータは、コストの観点で優位性があり調査範囲を広げやすい一方、生態系/ハビタットの状態を示す生物種数等は取得が困難である。また、実測データは、個別サイトの特徴をとらえ、評価を高める上で重要である一方、コストの課題や、取得方法によってはデータの精度・信頼性が担保できないケースや安全管理上課題があるケースも存在する。このように、データの長短を踏まえた上で、データの蓄積・共有・活用における使い分けが重要となる。

・　さらに、従前の目視・捕獲による生物調査はコストがかかっていたが、AI 画像判別によって種の同定にかかるコストが大幅に減少する等、技術的ブレークスルーが進んでおり、こうした技術向上も踏まえたデータ取得が今後さらに重要となる。

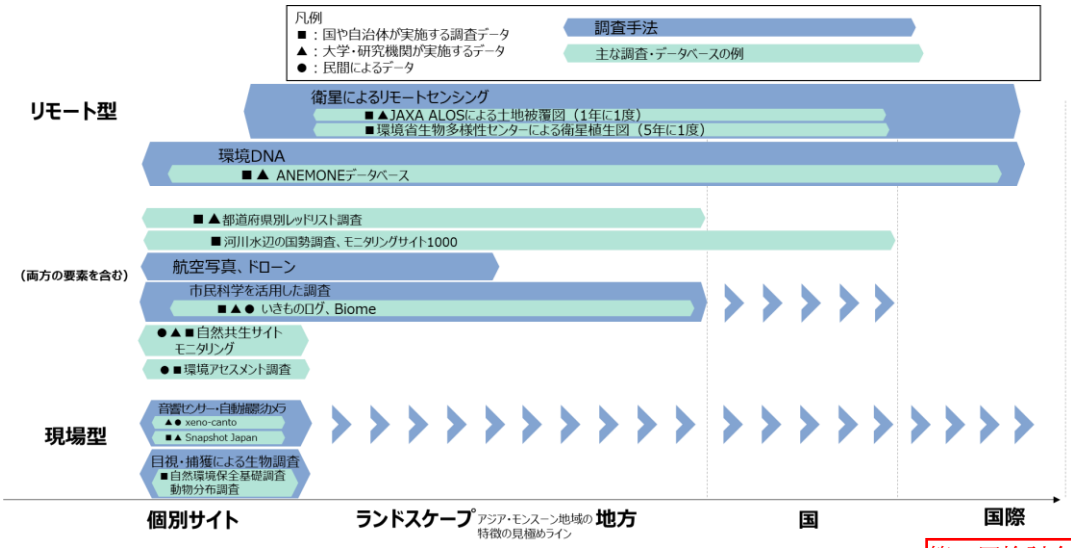

第 2 回検討会ご指摘等を受けて新たに記述

４）希少種情報の取り扱い

・　絶滅危惧種等の位置情報など、生物多様性保全上取り扱いに注意を要する情報の公開/非公開について、「自然環境情報に係る生物多様性情報の整備と発信のガイドライン」（環境省自然環境局生物多様性センター　2023 年 3 月）等に沿って、適切に取り扱われるようにすること。

（２）価値評価の活用に向けて

①活用スキームのセーフガード

１）ミティゲーションヒエラルキー（回避、最小化、現場での機能回復/復元、代償の優先順位）の徹底

・ 補償（オフセット）への活用を想定する場合に加え、貢献を想定する場合においても、まずは、価値評価の活用スキームは、当該スキームの利用者に対し、ネイチャーポジティブに向けた戦略や計画を作成し、その戦略等の一環でスキームを利用するよう求めること。また、ミティゲーションヒエラルキーすなわち生物多様性の損失の回避、最小化、現場での機能回復/復元、代償の優先順位が遵守されるよう求めること。
・ 当該活動にともなうミティゲーションヒエラルキーの遵守等について利用者が公表する仕組みを設けること。

２）代替不可の場所の設定（安直な代替の回避）

・ 特に補償（オフセット）への活用を想定する場合、脆弱な生態系やハビタット、保護地域等を原則代替不可の場所として設定し、活用スキームを設計・運用すること。
・ また、価値評価を適用する生態系タイプや地理的範囲を明確化するなど、同質性が担保されない生態系タイプや地域の間で安直に代替等の取引が生じないようにすること。一方で、一定の市場規模を確保する観点から、同質性が担保される範囲では取引できるよう活用スキームを設計・運用すること。

３）不確実性への対応（安全率・バッファの考え方）

・ 将来の予測を伴う活用スキームには不確実性がともなうため、価値評価（４．（１）①）において設定した安全率やバッファの効果も含めて、活用スキームに反映すること。

４）長期的視点の重視（世代を超えた価値の維持）

・ 生物多様性の価値を長期的に維持するため、生態系の性質を踏まえた適切な時間スケールを設定すること。

５）空間的視点の重視

・ 生物多様性の価値を保てる規模・サイズを考慮し、活用スキームの性質に応じて適用可能な最低規模を明確化するよう設計・運用すること。

６）リーケージの考慮

・ 活用スキームによりサイト外で意図せずに生物多様性の負の影響が増大する可能性（リーケージ）があることを踏まえ、リーケージが確認・想定される場合には、そのリ

スクの軽減・緩和を図るために関係主体との連携を図ること。

②制度の確実性・透明性の確保

１）耐久性・公平性・包摂性・第三者監査・ガバナンス

・ 現場の管理者（NPO・保全団体、事業者等）がクレジットを創出する場合には、財務的・技術的能力や証拠を求めることで、耐久性を確保すること。
・ 独立した第三者機関（設計・運用者等）による定期的な監査を受け、活動の成果を確認できるようにすること。
・ 生物多様性クレジット創出にかかる現場の管理者のガバナンスについて、ステークホルダーの関与のもと透明性が確保されること。
・ クレジット等の二重計上が生じないようにすること。
・ 不適切なベースライン設定による疑似的な追加性を排除すること。

２）わかりやすさ・見える化

・ 活用スキームの設計・運用に当たっては、評価手法・クレジット等のガイダンスを整備し、利用者に供することで、利用者が、評価手法に対応した目標や指標を設定できるように支援すること。
・ 利用者はガイダンスを遵守し、適切な目標・指標のもと、当該活動のモニタリングを適切に行って進捗評価を実施すること。

３）地域への配慮と貢献

・ 活動の実施に当たっては、地域の生業やくらし、伝統文化に配慮し、これに貢献すること。
・ 活動に関係して周辺の地域社会から懸念が生じた場合に、活動の実施者がこれを受け止め、迅速に対応するシステムを確保すること。

４）国際的な制度との整合性

・ IAPB のハイレベル原則等の国際的な制度と整合が取れること。例えば、生物多様性のクレジットの種類については、「向上」、「損失の回避」、「維持」の 3 つのうちどれに当てはまるか説明できるようにすること。

５．ステークホルダーの役割と期待

（１）活用スキームの設計・運用者

- 価値評価や活用スキームの設計・運用に関わる主体は、本書を踏まえながら、評価手法の開発、実証を行い、価値評価のベースとなるデータについては、可能な範囲で公開すること。
- 課題が生じた場合は、生物多様性を損なうことのないよう制度の改善・見直しを行うこと（PDCA）。
- 上記を通じて、我が国における価値評価と活用スキームの信頼性向上に貢献すること。

（２）企業・金融機関

- 企業・金融機関は、生物多様性の保全の社会経済活動への統合に向けて、事業等の意思決定に当たり、生物多様性の価値を考慮すること。
- 価値評価や活用スキームを積極的に利用するとともに、クレジットの購入等を通じて、国や地域の目標に沿って、生物多様性の保全に貢献すること。

（３）現場の管理者（ＮＰＯ・保全団体、事業者等）

- 現場の管理者は、活用スキームに応じて地域に適切に配慮し、現場の状況に応じたフィードバックを行いながら、地域の生物多様性の保全に貢献すること。
- 価値評価や活用スキームの利用に当たっては、関係する情報を、地域住民をはじめとするステークホルダーに対して公開・共有し、必要な場合には合意形成を行うこと。
- 取組に当たっては、地域に利益が還元されるよう配慮すること。

（４）地域住民

- 地域住民は、地域に根差した生物多様性の価値を認識し、生業、くらし、伝統文化と調和しながら地域の生物多様性の保全に貢献すること。

（５）行政機関

- 地方自治体は、地域の課題を洗い出し、生物多様性地域戦略等において多様な主体が共に貢献できる生物多様性に係る定量的な目標を適切に設定するとともに、基盤的なデータの整備を推進すること。
  国は、基盤的データの整備を推進するとともに基本的な考え方を示すこと。

第２回検討会ご指摘等を受けて修正

６．用語集

第２回検討会ご指摘等を受けて新たに記述

用語	主な箇所	説明
（生物多様性の）価値評価	１． ３．（２） 等	生物多様性の価値（主に生物多様性の状態やその変化）を測定して、定量的に示すことをいう。一般的には、生態系タイプ等に応じたメトリクス（複数の測定手段を数学的に組み合わせたもの）と、活用スキームに応じた指標・スコアなどの手法が用いられる。 生物多様性の価値を定量的に示すことによって、生物多様性を保全する活動に対する資源動員や目標設定など、生物多様性の社会経済への組み込みが進むことが期待されている。
活用スキーム	１． ３．（２） 等	生物多様性の価値評価を活用した制度や仕組みのことをいう。
（生物多様性の）価値取引	１． ３．（２） 等	生物多様性の価値を、定量的な評価に基づいて取引可能な形態（生物多様性クレジット等）にした上で、取引を行う仕組みのことをいう。本書では、「貢献」や「補償（オフセット）」等が含まれる。
貢献	１． ３．（２） 等	「貢献」は、別の主体による保全活動の成果に対するクレジット等を購入することで、生物多様性への貢献を証明することである。
補償（オフセット）	１． ３．（２） 等	「補償（オフセット）」は、自らの開発等による生物多様性の損失を相殺するために、クレジット等を購入することである。なお、補償（オフセット）は、ミティゲーションヒエラルキーにしたがって回避、最小化、現場での機能回復/復元の順番で適切な措置を行なってもなお残る生物多様性への重大な悪影響を代償するために実施することとされている。（「ミティゲーションヒエラルキー」も参照）
生物多様性クレジット biodiversity credit	２． 等	価値取引のために、生物多様性保全の活動によって生み出される正の成果を定量的に表す証明書のことをいう。クレジットとなる成果は、測定され証拠に基づいており、耐久的かつ追加的であることが求められる。 昆明・モントリオール生物多様性枠組のターゲット 19 で、生物多様性のための資源動員を促す手段の一つとされている。（「活動」、「耐久性」、「追加性」も参照）
（生物多様性保全の）活動	３．（２） 等	生物多様性を保全する活動であって、価値評価の対象となる状態の変化や成果を生み出すもののことをいう。本書では、すでに豊かな生物多様性を維持する活動（維持）、生物多様性が損失している場所でその回復や創出を図る活動（回復・創出）を広く想定する。 なお、生物多様性クレジットについては、ハイレベル原則で向上（uplift）、回避された損失（avoided loss）・維持（maintenance）が挙げられており、向上は脅威を減少させ、回避された損失は明確で差し迫った脅威、維持は中長期的な脅威の増加を防止するものとされている。
追加性 additionality	４．（１） 等	生物多様性クレジットにおいて、活動等がなければ生じなかった成果に対してのみ、クレジットが付与されることをいう。実際には成果をともなわない活動へのクレジット付与を防ぐために求められる。 ハイレベル原則ではクレジットの必須の要素とされて

用語	主な箇所	説明
		おり、HLP5 は、追加性を満たすために考慮すべきことを具体的に示している。
ベースライン	４．（１）等	生物多様性クレジットにおいて、活動等がなかった場合に見込まれる生態系の状態のことをいう。追加性を確認する上で重要である。 ハイレベル原則（HLP6）は、適切なベースラインのために、比較のための代表的サイトまたは仮説的な状況・シナリオ（反事実）を設定するよう求めている。例えば、活動が行われるサイトと同程度の脅威にさらされている実際のサイトの状態や、そうした脅威を仮定したシナリオに基づくサイトの状態がベースラインとして用いられる。
ミティゲーションヒエラルキー	４．（２）等	環境保全措置を検討する際の優先順位または階層のことをいう。具体的には、開発による負の影響を回避→最小化→現場での機能回復/復元→代償の順で最小化する原則。回避が最優先で、代償は、最後の手段である。 生物多様性クレジットにおいても重要であり、ハイレベル原則（HLP2）では、クレジットの設計や購入にあたり遵守を求めている。
リーケージ	４．（２）等	生物多様性クレジットにおいて、活動の対象範囲外で生物多様性の負の成果が意図せず増すことをいう。 ハイレベル原則（HLP8）では、クレジットの設計と活動の実施にあたり考慮するよう求めている。活動が行われるサイトの近傍で生じるが、グローバルサプライチェーンを通じて遠隔地でも生じうる。 例）クレジットの対象となった森林において伐採をやめることにより、近傍の森林で新たに伐採が行われる。
耐久性 durability	４．（２）等	生物多様性クレジットにおいて、生物多様性の成果を長期の定められた期間、確実に耐久させる能力のことをいう。一時的な成果による安易なクレジットの発行を防ぐために重要である。 ハイレベル原則ではクレジットの必須の要素としており、HLP7 は、耐久性確保に十分な資金や技術があることや期間の明示等を求めている。

注）本用語集は、主に IAPB のハイレベル原則とその説明資料を参照して作成しているが、必ずしも定義が確立しているわけではなく、あくまで本書での用語法を説明するものである。